

科学技術情報整備審議会規則

(昭和三十六年六月二十六日国立国会図書館規則第三号)

| | | | |
|----|--------|-------------|--------------|
| 改正 | 昭和三十六年 | 九月二十九日 | 国立国会図書館規則第五号 |
| | 同 | 三十八年 五月 七日 | 同 第五号 |
| | 同 | 四十年 八月 十三日 | 同 第五号 |
| | 同 | 六十一年 五月 三十日 | 同 第三号 |
| | 平成 | 十四年 三月三十一日 | 同 第三号 |
| | 同 | 十六年 三月二十三日 | 同 第二号 |
| | 同 | 二十三年 六月二十三日 | 同 第三号 |
| | 同 | 二十三年 十月 三日 | 同 第七号 |
| | 同 | 二十七年十一月 二日 | 同 第六号 |

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館における科学技術情報の整備計画について、館長の諮問に答え調査審議するため、国立国会図書館に科学技術情報整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 委員の任期は二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 審議会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第四条 審議会に、部会を置くことができる。

(幹事)

第五条 審議会の審議資料を準備し、委員及び専門委員の活動を補佐するため、審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、国立国会図書館の職員のうちから館長が任命する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、利用者サービス部科学技術・経済課及び電子情報部電子情報企画課において処理する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の

運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十六年六月二十六日から施行する。
- 2 最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までとする。

附 則（昭和三十六年九月二十九日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、昭和三十六年九月二十九日から施行する。

附 則（昭和三十八年五月七日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、昭和三十八年五月七日から施行する。

附 則（昭和四十年八月十三日国立国会図書館規則第五号）

- 1 この規則は、昭和四十年八月十三日から施行する。
- 2 この規則による改正後最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日までとする。

附 則（昭和六十一年五月三十日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の施行の日から施行する。

（施行の日ニ平成十四年四月一日）

附 則（平成十六年三月二十三日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日国立国会図書館規則第三号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月三日国立国会図書館規則第七号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十一月二日国立国会図書館規則第六号）

この規則は、平成二十七年十一月二日から施行する。